

提出書類及び確認項目

No.	提出書類	備考
①	様式第1号(別紙1～4を含む)	
②	管理・支援の体制・内容が確認できる書類	
③	外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する内容が、告示第3に規定する趣旨に合致すると判断するために必要と認められる書類	
④	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の会社概要資料	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑤	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の登記事項証明書	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑥	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の定款	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑦	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の役員一覧及び略歴	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑧	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の暴力団排除に関する誓約書	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑨	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の財務・経営状況の健全性に関する誓約書	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出
⑩	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の直近事業年度における損益計算書及び貸借対照表	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ提出

No.	確認項目	備考
I. 支援対象・内容について		
①	これまで起業の支援実績が相当程度あること。(例えば、直近2年間で5件以上)	
②	支援対象の外国人起業家の事業分野が、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成するとの制度趣旨に沿うものであること。	
③	スタートアップの起業支援を主たる業務とする者を有する組織(ベンチャーキャピタル、アクセラレーター等)であること。	
④	その支援内容が外国人起業家への支援に対して十分なものであること。	
II. 制度執行体制について		
①	主たる事務所の所在地が国内に存在すること。	
②	外国人の起業支援を取り扱う専管部署があること、又は専任者を置くこと等で、外国人の起業支援に必要な言語能力を有し、かつ、起業家の進捗管理・帰国のリスク管理を行える人員が十分に確保されていること。	
③	直近の事業年度末において、当該事業者が経営を行うための経済的基礎として、貸借対照表に記載された資産の総額から同表に記載された負債の総額を控除した額が500万円以上であること。	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ確認
④	外国人起業活動促進事業を実施しようとする者の役員が次のいずれにも該当しないこと。 ○申請時において、過去二年以内に外国人旅行者の不法入国、不法残留に関与した者 ○禁固以上の刑に処せられた者	※外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が民間事業者である場合のみ確認
⑤	外国人から申請があった場合、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴く体制が整っていること。	